



【さ行】

●市町村自転車活用推進計画

当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画。

●自転車

道路交通法に規定される「普通自転車」をいう。車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないものをいう。

「内閣府令で定める基準」としては、次のように規定されている。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
 - イ 長さ 190 センチメートル
 - ロ 幅 60 センチメートル
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - イ 側車を付していないこと。
 - ロ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。
- ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
- ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

※原動機付自転車

内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障がい者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。

※自動二輪

道路交通法に規定される車両区分で、大型自動二輪車及び普通自動二輪車のこと。

●自転車活用推進法

極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に2017年（平成29年）5月1日に施行された法律。

●自転車専用通行帯

道路交通法において、車両通行帯のうち、自転車が通らなければならない、また軽車両以外の車両が通行してはならない車両通行帯。

●自転車通行空間

歩行者の安全を確保しながら、自転車が安全で快適に通行するための道路空間。

●自転車等駐車場

一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設。

●自転車ピクトグラム【左側通行】

歩道がない鉄道駅周辺の自転車ネットワーク路線（歩道なし）について、自転車の通行位置と左側通行を明示する整備形態。

●自転車歩行者道

藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例において、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線または柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。なお、道路交通法上は、自転車歩行者道という定義はなく、「歩道」として扱われる。

※例外的に歩道を通行できる場合

児童及び幼児、高齢者、安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障がいとして内閣府で定めるものを有する者であるとき。また、通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

●車道混在

矢羽根や自転車ピクトグラムにより、自転車の通行位置と左側通行を明示する整備形態。自転車と自動車が道路上で混在して通行する空間。

●将来的な自転車ネットワーク路線

「ふじさわサイクルプラン」において、「将来的な自転車ネットワーク路線設定の流れ」に基づき、自転車ネットワーク路線の基準との整合や、地形を踏まえ、設定した路線。

【た行】

●中短期で取り組む施策

「ふじさわサイクルプラン」（令和6年3月改定）の4つの基本方針に基づき、今後概ね10年間で取り組む施策として位置付け、その実現に取り組む施策。

●鉄道駅周辺の自転車通行空間整備計画書

2020年（令和2年）3月に策定した、自転車利用者と歩行者との安全性により着目した鉄道駅周辺の自転車ネットワーク路線を設定して整備を進めるための計画。藤沢駅周辺、辻堂駅周辺、湘南台駅周辺の計画を策定済み。

【は行】

●ふじさわサイクルプラン

本市の自転車施策に関する総合的な計画。

（2014年3月策定、2024年3月最終改定）

●ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会

「ふじさわサイクルプラン」の円滑な推進を図るための組織。